

毎週火、金曜日発行（但休日と当る場合は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物指定

鳥取県公報

目次

- ◇告示 数人が共同して行なう土地改良事業の認可
家畜伝染病予防法による牛の結核病検査等の実施
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 診療報酬点数表（甲）を採択した保険医療機関
- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法施行規則による指定医療機関の廃止の届出
- 基準給食及び基準寝具設備の変更承認
- 基準看護、基準給食及び基準寝具設備の変更承認
- 肥料の検査結果

◇人委規則

職員の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

田後漁業協同組合の整備計画樹立のための指定日

告示

鳥取県告示第二百二十三号

東伯郡東伯町大字福永 小谷輝雄ほか二十九人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（かんがい排水）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年四月十四日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

◇公告

理容師試験及び美容師試験の実施

◇正誤 昭和三十九年三月三十一日付け鳥取県規則第二十五号中訂正

鳥取県告示第二百二十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ症検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年四月十四日

鳥取県知事 石、破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症予防のため
- 二 実施の医域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病検査及びブルセラ病検査

牛・搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六ヶ月以内のもの分娩前一ヶ月及び分娩後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分娩前後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、投薬の方法 結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査

肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
四月十七日	江府町	宮市原、杉谷検診場
四月二十日	吉原、佐川	
四月二十一日	中野	
四月二十四日	中野	
四月二十五日	舟場、三谷、安原	

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日	実施区域	実施場所
四月十七日	江府町	池の内、宮市原検診場
四月二十二日	溝口町	金屋谷、宮原
四月三十日		二部、福岡
		大内、大瀧

肝てつ検査

実施期日	実施区域	実施場所
四月十七日	船岡町	大伊 検診場
四月二十日	郡家町	上私都
四月二十一日		中私都、下私都
四月二十二日		大御門
四月二十三日		郡家
四月二十四日		国中

肝てつ駆除のための投薬

実施期日	実施区域	実施場所
四月十八日	船岡町	大伊 検診場
四月二十二日	郡家町	上私都、中私都

二十三日	下私都、大御門
二十五日	郡家、国中

鳥取県告示第二百二十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十九年四月十四日

鳥取県知事 石、破 二 朗

辞退年月日	指定医療機関の名称	所在地
昭和三十九年三月四日	山田 医院	岩美郡国府町宮の下六十七
三月三十一日	壺井、	八頭郡智頭町字早瀬

鳥取県告示第二百二十六号

昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの間において、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づき診療報酬点数表（甲）を採択した保険医療機関は、次のとおりである。

昭和三十九年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 記 号 番 号	名 保 險 称	医 所 療 機 在 関	地 開 設 者 氏 名
取医 一	鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町一	日本赤十字社
二	国立鳥取療養所	三津八一六	厚生省
三	鳥取保健所	二階町四丁目	鳥取県
四	鳥取県立中央病院	吉方二六五	鳥取市
五	鳥取市立病院	古市一	鳥取紡績株式会社
一四	鳥取紡績（株）診療所	立川町五丁目	
三七	渡辺病院	東町三四七	渡辺 元
七二	上田病院	一七七の二	上田 治
七三	小松内科	今町一丁目七四三	小松 邦光
七四	幡 病院	吉方二五一の一	幡 美枝子

八一	小松医院	今町二丁目	小松 邦美
八七	鳥取県職員診療所	東町一丁目二二〇	鳥取県
米医 一	国立米子療養所	米子市皆生	厚生省
二	米子保健所	角盤町二丁目	鳥取県
六	医療法人養和会広江病院	上後藤三二	医療法人養和会
八	鳥取大学医学部附属病院	西町三六の一	文部省
五二	医療法人育生会高島病院	六	医療法人育生会
六九	皆生病院	西福原一、五九八の一	近藤 務
八三	米子病院	日原三四八	松本 久
八四	鳥取県立整肢学園	上福原定北浜沖開	鳥取県
八五	労災福祉事業団山陰労災病院	皆生一、四八〇	労災福祉事業団
八六	医療法人同愛会博愛病院	加茂町一丁目	医療法人同愛会
岩医 一	国立療養所鳥取病院	岩美郡国府町大字奥谷	厚生省
四	岩美町国民健康保険直営浦富病院	岩美町大字浦富六四五	岩美町
八医 一	那家保健所	八頭郡那家町那家	鳥取県
二	国民健康保険直営智頭病院	智頭町智頭一、八七五	智頭町
二五	柿田医院	那家町那家二五八	柿田 正広
気医 二	浜村保健所	気高郡気高町八幡	鳥取県

- 倉医 二 倉吉保健所 倉吉市広瀬町
- 四 医療法人仁厚会倉吉病院 山根
- 四五 清水整形外科病院 宮川町一二九
- 五三 米増病院 米増 保
- 五八 鳥取県立厚生病院 下田中字東志貝手三四三
- 境医三〇 鳥取県共済会境港病院 境港市米川町四七 社会福祉法人恩賜財団済生会 支部鳥取県済生会
- 東医 一 国立三朝療養所 東伯郡三朝町大字山田六九〇 厚生省
- 二 岡山大学医学部附属病院三朝分院 赤碓町大字宮木三二六 文部省
- 七 赤碓町国民健康保険以西診療所 赤碓町 赤碓町
- 一三 赤碓町国民健康保険直営赤碓診療所 赤碓 赤碓
- 西医 一 西伯町国民健康保険直営西伯病院 西伯郡西伯町 西伯町
- 日医 一 根雨保健所 日野郡根雨町根雨 鳥取県
- 三一 日南町国民健康保険日南病院 日南町生山一、五一の三 日南町

鳥取県告示第二百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

指定年月日	名	称	所	在	地	診療科名	開設者名
昭和三十九年四月十四日		鳥取県知事	石	破	二	朗	
昭和三十九年一月一日	西本医院		八頭郡船岡町見櫛中一五三の一〇		内科	西本 徹郎	
二月一日	遠藤		日野郡江府町江尾一、九八六		内科、外科、皮膚科	遠藤 正人	
一月二十二日	大津		倉吉市福吉町一、三八九の五		内科、小児科	大津 鎮雄	
九月一日	私都診療所		八頭郡那家町字麻生		内科	岸本 政嘉	
一月一日	鳥取県立厚生病院		倉吉市下田中字東志貝手三四三		内科、小児科、整形、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、理学療法科	石破 二期	
二月一日	株式会社乾薬局		鳥取市吉方二七〇		薬局	乾 敏彦	
	角尾薬局		賀露町一、〇四七			角尾 静恵	
	福本薬局		東品治町一〇の一			福本 政徳	
	平井薬局駅前店		今町二丁目一〇二			平井 義人	
	吉田一陽堂駅前薬局		東品治町三八八			吉田 太一	
	谷岡薬局		一一四の一			谷岡 勉	

に実施した肥料の検査結果を同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。
昭和三十九年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(十月分)

肥料の名称	保証、票 添付者	検査点数	うち不合格点数	備考
硫酸アンモニア	宇部興産株式会社	三	〇	
過りん酸石灰	帝國化工株式会社	三	〇	
第一種複合肥料	宇部興産株式会社	三	〇	
	住友化学工業株式会社	九	〇	
	株式会社多木製肥所	一	〇	
	日産化学工業株式会社	一	〇	
	日之出化学工業株式会社	二	〇	
	日物有機化成株式会社	三	〇	
	日東化学工業株式会社	三	〇	
	日東硫曹株式会社	六	〇	
	鳥取県経済農業協同組合連合会	一	〇	
	熊沢製油株式会社	一	〇	
なたね油かす粉末		一	〇	
(十一月・十二月)		三	〇	

硫酸アンモニア	宇部興産株式会社	三	〇	
第一種複合肥料	鳥取県経済農業協同組合連合会	一	〇	
"	神島化学工業株式会社	一	〇	
"	新日本窒素肥料株式会社	三	〇	
"	東郷農業協同組合	三	〇	
魚荒かす粉末	倉谷 久	九	〇	

鳥取県告示第二百三十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年一月から二月までに実施した肥料の検査結果を同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年四月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

肥料の名称	保証、票 添付者	検査点数	うち不合格点数	備考
硫酸アンモニア	宇部興産株式会社	三	〇	
過りん酸石灰	株式会社多木製肥所	三	〇	
"	西武化学工業株式会社	三	〇	
塩化加里	東食株式会社	三	〇	

第一種複合肥料 鳥取県経済農業協同組合連合会
 " 大栄町農業協同組合
 " 倉吉市農業協同組合
 カボック油かす粉末 加藤製油株式会社
 魚荒かす粉末 倉谷 久

三六
 六
 三
 三
 一〇
 〇
 〇
 〇
 〇

鳥取県告示第二百三十三号

漁業協同組合整備促進法(昭和三十五年法律第六十一号)第二条第一項の規定による田後漁業協同組合の整備計画樹立のための指定日は、昭和三十八年十二月三十一日とする。

昭和三十九年四月十四日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年四月十四日

鳥取県人事委員会規則第二十号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

別表第一中

整 肢 学 園	主係	任長	"	"	を
整 肢 学 園	主係	任長	"	"	を
農産物北九州あつ旋所	所 長	"	"	"	を
北九州事務所	本所	長長	"	"	を
日野川工業用水道建設事務所	所 長	"	"	"	を
西部建設事務所	庶務係長	"	"	"	を

改め、同表の注の一中「農産物北九州あつ旋所所長」を「北九州事務所所長」に改める。
 別表第八中

整 肢 学 園	婦 長	看護婦	准看護婦	を
整 肢 学 園	婦 長	看護婦	准看護婦	を
整 肢 学 園	婦 長	看護婦	准看護婦	を

00301

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年四月十四日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二十一号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条の表中

四級	本庁の予防課長、保健所長及び衛生研究所長
五級	中央病院、厚生病院、整形外科、保健所及び職員診療所の医師

四級	本庁の予防課長、中央病院及び厚生病院の副医長、保健所長、職員診療所長並びに衛生研究所長
五級	中央病院、厚生病院、整形外科及び保健所の医師

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

00301

公 告

理容師法(昭和22年法律第234号)第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和39年4月14日 鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

- (1) 学科試験
 - 日時 昭和39年5月25日 午前9時
 - 場所 鳥取市東町 鳥取県庁講堂
- (2) 実地試験
 - 日時 昭和39年6月15日 午前9時
 - 場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

2 受験資格

次の1から(4)までの一に該当する者で、理容師試験受験者にあつては厚生大臣の指定した理容師養成施設に

おいて、美容師試験受験者にあつては厚生大臣の指定した美容師養成施設において、昼間課程にあつては1

年以上、夜間課程にあつては1年4ヶ月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師に必要な知識及び技能を修得した後1年以上実地習練を経たもの

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終った者
- (4) 理容師試験受験者にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に美容師試験受験者にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第43号)附則第9項に規定する者

3 試験の方法

試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

